

指定給水装置工事事業者の申請等手続きについて

1. 申請期間及び受付場所

指定の申請は、随時受け付けています。（午前8時45分から午後5時30分まで 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）
北見市上下水道局 総務課契約管理係 ☎ (0157) 25-1177

2. 提出書類

個人：上段 ○ 法人：下段 ◆

提出書類		新規	更新	変更						廃止	休止	再開		
				組織	代表者	商号	移転	技術者						
								選任	解任					
届出書類	指定給水装置工事事業者指定申請書	様式第1号	○ ◆	○ ◆										
	機械器具調書	別表	○ ◆	○ ◆										
	誓約書	様式第2号	○ ◆	○ ◆		○ ◆								
	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	様式第4号								○ ◆	○ ◆	○ ◆		
	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	様式第5号			○ ◆	○ ◆	○ ◆	○ ◆	○ ◆	○ ◆				
	主任技術者選任・解任届出書	様式第6号	○ ◆						○ ◆	○ ◆				
	指定更新時確認事項			○ ◆										
添付書類	商業登記簿謄本又は定款 (発行から30日以内)	写し	◆	◆	◆	◆	◆	◆						
	住民票記載事項証明書 (発行から30日以内)	原本	○	○			○							
	暴力団排除に関する誓約書		○ ◆	○ ◆		○ ◆								
	給水装置工事主任技術者証	写し	○ ◆	○ ◆					○ ◆					
	北見市指定給水装置工事事業者指定証	返納など				○ ◆	○ ◆				○ ◆	○ ◆		

3. 指定の基準 【北見市指定給水装置工事事業者規程(平成24年3月30日企業管理規程第3号)第4条】

申請書類を提出の上、次の要件のいずれにも適合していると認めるとき指定をする。

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置いていること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有していること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。(代表者等の欠格要件)
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者であること。
 - イ 法令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であること。
 - ウ 指定を取り消されてから2年を経過していないこと。
 - エ 業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由を有していること。
- (4) 北見市暴力団排除条例(平成26年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (5) 手数料1万円を納付していること。